

## 税効果会計の限界

浦野晴夫

### § 1 問題の所在

- § 2 有税「引当金」に見られる税効果の意義
- § 3 「繰延税債務」認識の「効果」
- § 4 発生主義概念の変容と連結会計
- § 5 利益の負債化——原因と結果の識別——
- § 6 結びに代えて——本質と現象の混同——

### § 1 問題の所在

国際会計基準（IAS）は、資産や負債の貸借対照表計上額と税務基準額の差額を一時的差異（temporary differences）と呼び、一時的差異を加算一時的差異（taxable temporary differences）と減算一時的差異（deductible temporary differences）に分類して、加算一時的差異を「当該資産または負債の貸借対照表計上額が将来の期に回収または決済された時にその期の課税所得に加算される一時的差異」とし、減算一時的差異については「当該資産または負債の貸借対照表計上額が将来の期に回収または決済された時にその期の課税所得の計算上、減算される一時的差異をいう」と定義して、一時的差異に貸借対照表計上能力を付与している<sup>(注1)</sup>。

例えば、減価償却資産に税法が加速償却を恩恵的に認めている場合、当該資産の貸借対照表上の帳簿価額は、税務上の価額を上回る。そこで、この場合の税上の加速償却（当期の後期に比しての償却費増）は将来の税上の償却費の減少を惹起しそれだけ将来の課税所得の増加（「増税」）を引き起こすので、“期間損益計算”としては、当期の減税が惹起する「将来の増税」を“当期”的費用（これを「税効果」という。）と認識すべきであるとし、その相手勘定を繰延税金負債（deferred tax liability）として次のように仕訳する。

（借方）税効果（費用勘定） × × ×

（貸方）繰延税金債務 × × ×

しかし、このような仕訳には、利益の算定を目的とする場合には無理がある。法人税は企業の利益（所得）に課されるものであり、利益の国庫（社会）への分配であるからである。ところが、一般投資家には法人税も売上原価や減価償却費と同様に企業からの流出として費用（損失）と映

じ、「将来は増税になる可能性が大きいのでその分だけ当期の費用として余分に見積もっておく」とする要請から、このような勘定が登場した。けだし、そのような「見積り」自体は確かに「将来も利益が継続して創出される」限り妥当であり、課税上のそのような効果の認識は有用でもあるからである。そこで、さしあたっては

(借方) 将来の増税の当期負担費用 x x x (貸方) 繰延税金負債 x x x

とするとしても、その増税見積額は「注記」とすることも出来るし、また、法人税がそもそも本質的に企業利益を社会（国家）に還元する「企業利益の社会的な再分配」と考えてみると、[将来の増税に対する当期利益の負債への振替] を示すものとしては、次のように仕訳しておく方がベターではないかと思われる。

(借方) 当期利益 x x x (貸方) 将来の増税に対する見積分 x x x

ところで、法人税を本来の費用と見る税効果会計は、持続的に利益が創出されることを前提にし景気循環や投機的要素を捨象している点で、現実から遊離する局面も出てくる。欠損に見舞われると「将来の増税」は霧散するからである。ちなみに、伝統的な会計学の通説では、繰延税金は、「繰延貸方項目 (deferred credit) または長期負債 (longterm liability) の何れで処理しても一種の平準化準備金 (equalization reserve)」に過ぎず、それは、「利益平準化の一方策である」<sup>(注2)</sup>。とすれば、国際会計基準は、まさにこの点で、従来の発生主義会計に重大な変容を要請してしまっていると考えられる。けだし、国際会計基準委員会も「財務諸表の作成表示」の「基礎となる前提には「発生主義」を置いているが<sup>(注3)</sup>、その「発生」の概念は著しく拡大しており、何等かの原因で予測される帰結はすべて「発生している」と解されるようになっているからである。そして、「繰延税金」まで費用の「発生」とし、嘗てわが国で論じられた「負債性引当金」の対象が「既発生事象か未発生事象か」という場合の「発生」の意味などは全く顧みられないようになり、明らかに「未だ発生していない将来の利益」に課される法人税まで「発生している」とされている。そこで、本稿は、法人税の将来の支払額の予測まで「費用の発生」とみる「税効果会計」の限界を考えてみようと思う。

## § 2 有税の「引当金」計上における税効果会計の有効性

いま法人税率を50%とし、税法上認められない修繕引当金80が必要な9月末日決算の会社の修繕引当金控除前の利益が200である場合、同社の法人税は100となるので、同社が本来は60の納税で良かったと考えるとすると、確かに40だけ早目に支払ったことになる。そこで、40の「超過法人税」が“前払い”されたことになるので40だけ法人税の支出を帳消しにする「税効果」

の認識が必要になってくる。そこで、法人税を「費用」と考えその「税効果」を期間損益計算の仕組みから当期の利益に含めるのが税効果会計の主要な局面となり、次のような仕訳によってその有効性が指摘されてきている。

9／30 (借方) (前払) 法人税 40	(貸方) 税効果 40
-----------------------	-------------

確かに、こうすれば同社の税引後利益は、修繕引当金が認められた場合の利益（120）に対する課税（60）を控除した後の利益に一致するからである。ちなみに、同社は、翌期の例えば10月31日に修繕を行うと、次のように仕訳されることになる。

10／31 (借方) 修繕引当金 80	(貸方) 現金 80
(借方) 税効果 40	(貸方) (前払) 法人税 40

つまり、同社は、「税効果」を意識しない場合には、次のようなになる。

修繕引当金控除前の企業利益 = 課税所得 (a) 200
修繕引当金 (b) 80
修繕引当金控除後の企業利益 (a - b) 120
法人税 (a × 50% = c) 100
税引後当期利益 (a - b - c) 20

そこで、税効果40 (d) を「利益」と考え税引後利益に追加すると次のようになる。

税効果会計による「税引後当期利益」 (a - b - c + d) 60

こうして、税効果会計による「税引後利益」は有税の修繕引当金80に対する法人税40を含んで表示され、その税効果40 (利益) は「前払法人税 ([借方] 繰延税金)」を相殺するものとして設けられ翌期に修繕した段階で解消する。ちなみに、「前払法人税」には何らかの“用役”を受け取るといった性質はなく、[貸方] の“税効果”も翌期以降に「前払分」だけ税金が少なくなることを示すだけで、結局、法人税の額が当期に偏り過ぎる（→早まって納税される）という点のは正には役立つが、そのような「有効性」は、「利益平準化の一方策に過ぎない」（前出・コーラー『会計学辞典』）ということをけっして克服するものではない。

従って、「税効果」会計については、それ自体としては確かに計上されるべき「引当金」の不足分を解消し、またその有税「引当金」計上が保守的に過ぎる場合の公表利益の過小計上を緩和する効果も認められる点で、一般投資家に対する例えは「1株あたりの当期利益」のような投資情報の伝達には有効ではあるが、しかし、そこでは、企業会計上基本的な「費用と利益処分」の峻別を欠いているように思われる所以である。

### § 3 「繰延税債務」認識の「効果」

繰延税債務とは、当期に課税所得が企業利益を下回りその下回った分だけ後の課税所得が企業利益を上回るため、その上回ることによる（後の期の）増税分をあらかじめ当期において見積もり、その見積分を当期の税額に加算することによって計上される貸方項目のことをいう。繰延税債務については、加速償却のような税法上の優遇措置による当初の減税分に対応する後の期の増税などで説明されることが多い。そこで、ここでは問題を単純化する意味で、アメリカのある代表的なテキストが述べている次のようなL社の事例によって繰延税債務（deffered income tax liability）の意味を考えてみることにしよう。

L社は、1993年の前は企業利益と課税所得の間に全く差異がないとし、1993年に原価7,000ドルの土地を翌1994年に代金8,000ドルを取得する契約で売却したとして税務上その売却益1,000ドルが翌年に課税される場合、L社の営業収益と営業費が1993年には2,700ドルと500ドル（従つて営業利益は2,200ドル）、1994年には3,000ドルと600ドル（したがって営業利益は2,400ドル）であるとする。そして、その場合に法人税率を15%としてみると、L社の納税申告書と損益計算書は次のようになる<sup>(注4)</sup>。

#### L社の損益計算

	納税申告書		損益計算書	
	1993年	1994年	1993年	1994年
営業収益	2,700ドル	3,000ドル	2,700ドル	3,000ドル
営業費	△500ドル	△600ドル	△500ドル	△600ドル
土地譲渡益	0ドル	1,000ドル	1,000ドル	0ドル
課税所得	2,200ドル	3,400ドル		
税引前利益			3,200ドル	2,400ドル
税率	15%	15%	15%	15%
支払税額	330ドル	510ドル		
法人税費用			△480ドル(※1)	△360ドル(※2)
企業会計上の当期純利益			2,720ドル	2,040ドル

(※1) 330ドル（支払税額）プラス繰延税債務150ドル（次期支払税準備金）  
 (※2) 510ドル（支払税額）マイナス繰延税債務取崩益150ドル

すなわち、ここでは土地の譲渡益を税法上は“入金基準（現金主義）”で認識することから、財務会計ではその譲渡益に対応する税額（150ドル）を予め1993年に認識し、その予め認識した

150ドルを1994年の支払税額から除いて1994年の税引後純利益を認識している。そこで、この繰延税とは、税引前利益（→処分前の利益）の一定部分を費用と見做して“負債化”しただけのものであり、それは翌期に納税しなければならない利益部分を積み立てて翌期に取り崩すというだけのものであることがわかる。こうして、繰延税とは、要するに一種の利益積立金でしかないことが明らかになってくるのである。

ところで、沼田嘉穂教授は、曾て「簿記の定則としては、期末の集合勘定としての損益勘定の貸借差額を当期純利益または当期純損失という」点から法人税額も控除して当期純利益を算定する企業会計原則の考えを「いちじるしい誤り」<sup>(注5)</sup>と批判されたことがあるが、その批判は、法人税を費用としてその貸方科目に繰延税とする“負債”観にももちろんそのまま妥当する。

ちなみに、法人税を費用と見ることによる純利益の過小表示は明らかで、例えば、「減価償却費控除前の純利益は今後10年間35万ドル、税率50%、要償却資産50万ドル（残存価額ゼロ）、その耐用年数は財務諸表上は10年、税務上は5年、何れも定額法で償却」という設例を用いて、納税申告書上の支払額をそのまま財務諸表上の税費用とする方法（flow-through法）を用いた場合と、税法上の耐用年数の間（最初の5年間）は繰延税を計上してその繰延税額を財務諸表上のその後の残存耐用年数で取り崩す繰延法を用いた場合を比較すると、税効果会計（繰延税）の採用による純利益の過小表示が最初の5年間（1年目～5年目）は次のように示されている<sup>(注6)</sup>。

#### [flow-through法] の場合

(借方) 税 費 用 12.5万ドル(注1)	(貸方) 納税引当金 12.5万ドル
納税引当金 12.5万ドル	支 払 税 12.5万ドル
(注1) $(35 - 10) \times 0.5 = 12.5$	

#### [繰延法] の場合

(借方) 税 費 用 15 万ドル(注2)	(貸方) 納税引当金 12.5万ドル
納税引当金 12.5万ドル	繰 延 税 2.5万ドル
(注2) $(35 - 5) \times 0.5 = 15$	

次いでその後の5年間（6年目～10年目）は次のように示される。

#### [flow-through法] の場合

(借方) 税 費 用 17.5万ドル(注3)	(貸方) 納税引当金 17.5万ドル
納税引当金 17.5万ドル	支 払 税 17.5万ドル
(注3) $(35 - 0) \times 0.5 = 17.5$	

## [繰延法] の場合

(借方) 税 費 用 15 万ドル(注4)	(貸方) 納税引当金 17.5万ドル
繰 延 税 2.5万ドル	
(借方) 納税引当金 17.5万ドル	(貸方) 支 払 税 17.5万ドル
(注4) $(35 - 5) \times 0.5 = 15$	

そこで、「税費用」を「納税積立金組入」と改称し「繰延税」を「納税積立金」と改称して、繰延法を用いた場合の表示利益を見てみると次のようになる。

## 貸借対照表上の [繰延税] による表示利益の圧縮

	積立金組入 (税費用 a)	納税積立金 (繰延税)	積立金累積 (同左累積)	減価償却費 控除前利益	税費用(a) 控除前利益	flowthrough 法での利益
1年目	150,000	25,000	25,000	300,000	150,000	175,000
2年目	150,000	25,000	50,000	300,000	150,000	175,000
3年目	150,000	25,000	75,000	300,000	150,000	175,000
4年目	150,000	25,000	100,000	300,000	150,000	175,000
5年目	150,000	25,000	125,000	300,000	150,000	175,000
6年目	150,000	△25,000	100,000	300,000	150,000	125,000
7年目	150,000	△25,000	75,000	300,000	150,000	125,000
8年目	150,000	△25,000	50,000	300,000	150,000	125,000
9年目	150,000	△25,000	25,000	300,000	150,000	125,000
10年目	150,000	△25,000	0	300,000	150,000	125,000

見られるとおり、法人税を“費用”として税引後利益を本当の純利益と考えてみても、繰延税を含む税額を“税費用”とすれば“表示利益”は当然に圧縮され、最初の5年間の表示利益は、納税申告書上の支払額をそのまま財務諸表上の税費用とする方法（flow-through法）よりも毎年25,000ドルだけ少なくなる。こうして、繰延法には、利益に課される点で「利益の国庫への分配」である法人税を「費用」と見做す虚構（ないしは空中楼閣）のうえで、加速償却に類似した効果が認められるのである。

ちなみに、繰延税が一種の利益積立金に過ぎないことは投資税額控除の場合にも言えることで、その点は、論者の「投資税額控除は当期利益に含められる場合が最も多い」<sup>(注7)</sup>という指摘にも現れている。けだし、それは、本質的には株主持分に帰属したものであり、けっして“no-man's

land”に属したわけではないからである。

ところで、このような「未だ稼得されていない将来の利益」に課される予想法人税を「負債の発生」とみる考えは今では会計学界の「常識」となってきてしまったようである。しかしながら、この常識も、景気上昇の局面では初期の減税分は設備投資の持続的な拡大によって必ずしも後期の増税分で「相殺」されるとは言いきれず、また景気が下降する局面で持続的な欠損に見舞われるとすれば初期の減税が「恒久化」することにもなる点で、資本主義経済に不可避的な景気の循環過程が捨象されている。とすれば、このような税効果認識の有効性は、「右肩上がり」に繁栄する好況期の「情報提供」に限定されざるを得ないように思われる所以である。

#### § 4 発生主義概念の変容と連結会計

発生主義 (accrual basis) という用語の基礎になっている「発生する (accrue)」の語は、「多くの場合、継続的な用役の流れに対して使用され、……用役提供者の帳簿では資産勘定（例えば未収利息）に借記するとともに収益勘定（例えば受取利息）に貸記し、用役取得者の帳簿では費用勘定（例えば支払利息）に借記するとともに負債勘定（例えば未払利息）を貸記する」（前出・コーラー『会計学辞典』）ものである。なお、その場合、用役の提供者は、「用役を提供して支払いを受けるまでに、支払猶予期間を設けるのが普通なので“発生”ということが起こる」ともされているように、“発生主義”という概念は、実際の「用役の流れ」と不可分に結び付く場合が多い。従って、曾て黒沢清教授が発生主義の適用される主要な場合を前払費用、前受収益、未払費用、未収収益、減価償却引当金の設定、貸倒引当金の設定、負債性引当金の計上としてまず経過勘定項目と減価償却費を挙げ、次いで引当金を挙げていたのも当然のことであった<sup>(注8)</sup>。ちなみに、発生する (accrue) とは「(利子や利益が) 生じる」という意味であるから、“発生”という語に利益（所得）から支払われる租税までも含めるのであれば、配当性向を一定に保つような経営政策が取られている場合の配当金の支払いもまた“発生”と言わざるを得なくなるように思われる。

ところで、法人税を「費用」と見るのは費用と収益の期間的対応 (periodic matching of cost and revenue) によるものであるが、「費用収益対応の原則 (principle of matching costs with revenues)」とは「利益」を測定するに当たっての原則であって測定された「利益」を「費用」に対応させる原則ではない。ちなみに、減価償却費等を利益の有無で加減することは期間損益計算の破綻であるし、売上原価にしても、売上が生じる期間までその認識が延期されるだけで仕入れ商品は存在しているのであって、「繰延税金債務」のような「欠損期」には解消してしまって「復活することのない債務」とは質的に異なっている。従って、このような「税効果債務」の認識においては企業利益の発生を前提とした擬制的な性格に注目せざるを得ないのであるが、し

かし、税効果会計はこんにち、とりわけ連結会計で市民権を獲得しており個別会計においてもいまや通説化してきていて、欠損が生じた場合の「税効果」の「消滅（ないし減殺）」などは殆ど顧みられていない。ところが、そこでは、株式会社制度が株主の有限責任を前提に成立してきたことから、子会社が如何に債務超過状態に陥っても親会社はその投資勘定を切り下げるだけではなく、子会社の債務まで保証する義務は負わないという現実も問題にされない。もっとも、連結納税制度の導入となると子会社の欠損で親会社の利益を相殺するという視点は出てくる。しかし、そうなると、親会社の認識した「繰延税金債務」には消滅する可能性も多くなってくるので、「税効果」会計はこの点でも破綻することが注目されなければならないであろう。

とはいっても、連結納税制度の導入はまだ議論の段階に止まっている。しかし、親会社の利益が子会社への投資（子会社株式）の評価損によって相殺される状態は考えられる。そこで、もしそのような状態が続ければ、親会社の“業績（＝「利益」）”には「法人税という費用」はかかるないことになってくるから、そのような事態においては「税効果会計」がその前提とした「費用収益対応の原則」も意味をなさなくなってくる。

ちなみに、連結財務諸表論上、経済的单一体説（エンティティ説）を提唱したムーニッツは、「税効果」会計論では捨象されることの多い赤字会社（unprofitable company）に特に言及して、株主の有限責任から親会社には子会社の欠損を償う責任は法的にはないとしたうえではあるが、「親会社はその投資（有価証券）勘定をゼロ以下まで減額する必要はないが、その赤字会社が不可分の営業範囲の一部としてとどまっている限り、その資産と債務も連結上対応する諸勘定の全体に入っていくし、連結資産・連結負債への算入は連結剰余金への算入も要請するので、子会社の欠損は、親会社の投資勘定の下限に制約されることなく、連結財務諸表上は連結剰余金に反映し続ける」<sup>(注9)</sup> とし、その後の資本連結に対する議論に重要な方向を提示した。すなわち、「子会社の欠損金が子会社に対する持分割合だけ親会社に帰属し、その後その子会社が稼得した利益中の親会社持分だけ先に親会社に帰属した子会社欠損金が減少する取扱い」になっていくからである<sup>(注10)</sup>。とすれば、親会社は子会社の欠損金に対する持分割合だけ配当可能利益も減じるのが当然ではないかとも思われる所以であるが、株主（親会社等の法人も含む。）有限責任の建前等から一般的には、「連結剰余金を配当可能利益とすることは誤りであろう」<sup>(注11)</sup> とされている。

しかしながら、「連結納税」となると、子会社の欠損は（必ずしもそのままではないが）親会社の利益に合算するとする議論が、連結会計制度の重要な一環として論じられている<sup>(注12)</sup>。つまり、納税の局面では「法人格の否認」が企業会計上「通説」化してきており、その基礎となる前提には、親子会社を経済的一体と見る経済的单一体説（エンティティ説）が置かれる場合が多くなってきていている。しかし、そうなると、何が故に配当可能利益については連結が拒否されるのかについての納得のいく説明が必要になるようと思われ、この点では、嘗てムーニッツがAmerican Car and Foundry Campaniy（以下、A社と略）に対する訴訟事件を例に「法廷はそれを認めない」<sup>(注13)</sup>

とした点への問題提起を改めて考えてみて必要が出てくるのである。ちなみに、白鳥教授によると、この訴訟事件（1942年）で、A社は「(その子会社に対する) A社持分をA社の損益として計上する連結基準をとっており、子会社から実際に配当を受け取ったときに利益を計上するのではなかった」が、A社のある優先株主が非連結基準（→実際に配当を受け取ったときに初めてそれを利益に計上するやり方）によれば配当を受けられた筈であると非連結基準を主張、ニュー・ジャージー裁判所は、結合体を一体と認めたそれまでの判例は特別な点に係わるだけとし、「結局、非連結基準を妥当」としている<sup>(注14)</sup>。そこで、このような判例が普通であれば、子会社の欠損を親会社の利益剰余金が引き受けるには、例えばドイツ株式法のように、親会社の「子会社の年度欠損額の保障」（第302条第1項）も必要になってくる。もっとも、現実には、連結貸借対照表上、「連結基準」の配当も行われているよう、例えばその連結剰余金（retained earnings）の約3割を社債権者との協約や自社株購入等で制限している旨の注記<sup>(注15)</sup>等も見られるが、そのような現実は兎も角、その基礎となる「経済的一体性」の認識は、親会社による子会社の損失保証等、会社法上の「一大変革」も要請する性格を伴っているように思われる。

ところで、最近は、わが国でも連結納税制度の導入が叫ばれてきているが、わが国の税法の取扱いでは、親会社の子会社に対する無利息貸付までが法人税法22条2項にいう「無償による役務の提供」にあたる<sup>(注16)</sup>として、法人格の「遵守」を厳しく要求している。とすれば、そこに連結納税という徹底した「法人格の否認」を迫ることは、会社法上にも同じ要請が働くを得ず、子会社の欠損が親会社の課税所得を減じるのであれば、配当政策においてもまず子会社の欠損を保障することが先行してもよいように思われる。従って、親子会社を経済的に単一の事業体と認識する連結会計制度の展開には、株式会社制度上とりわけ株主有限責任の局面に対する重大な問題を提起することになるよう思われ、この点では、「法人がその法人格を与えられた目的の範囲をこえて不法に法人格を利用していると認められるときは、特定の法律関係につきその法人格を否認し、法人格あるところに法人格なきと同様の取扱をなすことがみとめられ」、「同族会社の行為計算の否認」なども重要になってくる<sup>(注17)</sup>。けだし、連結納税制度とはそもそもアメリカで子会社を作つて租税を分割する租税回避を防止するため、経済的に一体の事業体が単一法人・集団法人の何れで活動しても租税負担は同一とする「水平的公平」から生まれたものであつて<sup>(注18)</sup>、減税効果だけを期待した「法人格の否認」などではけつしてなかつたからである。とすれば、親会社にとって、「①子会社の欠損を控除できるということと②子会社の責任も負担するということとは表裏の関係にある」<sup>(注19)</sup>と考えられ、連結会計は、納税の面だけではなく、配当可能利益の面でも考えられなければならないよう思われる。

ところで、連結納税となると、税効果（繰延税費用）については子会社の欠損によって消滅し得る点も問題になるが、親子会社を「経済的单一体」と認識して課税所得を通算する場合、税率が企業の規模や業態によって必ずしも一定でない点も問題になってくる。例えば、わが国の場合

も小規模企業には若干低い税率が適用されているが、しかし、「経済的单一体」による同じ「利益」でありながらそれに対応する「費用」（税効果）は異なるというのは、必ずしも技術的局面だけの問題とするわけにはいかないであろうからである。

## § 5 利益の負債化——原因と結果の識別——

費用勘定としての「税効果」勘定を成立させるには、「将来の増税」になる可能性に過ぎない予想額を当期の「負債」として認識する議論が有効である。そこで、恐らくはこの点にも負債を「過去の事象から発生した特定の企業の現在の義務であり、これを履行するためには経済的便益を有する資源が当該企業から流出すると予想されるものをいう」<sup>(注20)</sup>とする定義が生まれた根拠があるように思われる。けだし、このような「定義」であれば、初期の加速償却で後の減価償却費が減少する「将来の“期間”」に対し当期“減税”分に見合う“増税”を可能にする利益が生み出されている限り、その「増税」予想分には「負債」の定義が妥当することになるからである。しかしながら、そこには実は、未だ「発生」していない「将来の利益の発生」を前提にしてその「将来の利益」に賦課される“租税”を当期に既に「発生している費用」と見做すという論理の飛躍があるように思われる。というのは、この論理は確かに企業が“自由にできる利益”が「税引後利益」であるという現実に由来しているとはいえ、そのような「現実」とは“結果”でしかなく、そもそも、欠損が生じれば解消するような債務は通常の「債務」とは著しく異なっているからである。ちなみに、企業にはその付加価値（利益）を社会に還元する使命があり、その使命に応えて法人税が「利益」から社会に「分配」されるわけであって、赤字の場合に「分配（=税負担）」の義務がないのもそのためである。従って、当期の償却費“増加”による減税が将来は償却費の“減少”になりそれだけ「増税」になる可能性が高いという因果関係だけを抜き出すわけにはいかないのである。

## § 6 結びに代えて——本質と現象の混同——

費用とは収益に対応する概念であり、利益とは、その「対応」後に認識されるものである。ところが、税効果会計はその「利益」に再び「費用」を対応させるのであるから、その議論に従えば、稼得された利益から支払われる会社役員に対する臨時の支給（役員賞与）は勿論のこと、配当金の支払いさえも、「利益」に対応する「費用」と考えなければならないことになろう。もっとも、近年は、配当金に対しても、借入金利子との差が資金調達政策の差でしかないという面を強調する議論が増えてきており、「費用」と「利益処分」の判別基準などはあまり問題にされなくなってきた。そして、その傾向は、例えば引当金と積立金との判別が事後的にしか確認さ

れることでも増幅され、役員賞与等についての「損失（費用）か利益処分か」の判別の難しさなどによっても強められているが、しかし、如何にその判別には難しさがあっても両者は峻別されなければならないものであろう。

この点で、例えば配当性向を一定に保つような財務政策上の意志決定を仮定してみると、「過去の事象」にはそのような意志決定も含まれるであろう点で配当金の支払いにも「現在の義務」と考えられる余地が残るであろうが、配当金の支払いも、「経済的便益を有する資源の流出」であることは論を待たない。とすれば、優先的な配当を約束している優先株に対する配当も“義務”を負うと考えられる限りでは“配当債務”ということになるのであろうか。ちなみに、普通株であっても、配当率や利回り等に“義務”的な展開が予想されるとすれば一種の“債務”的な視点も可能になり、配当もまた“費用”と看做されて利子との質的な差異も見失われてくるかもしれない。この点では、アメリカにおける「株主に償還権のある償還権付優先株（Redeemable Preferred Stock）」の出現などもその現実的な基盤になってくる。けだし、この優先株は、財務諸表上は一般的な株主持分と区別して表示されることになっており<sup>(注21)</sup>、その債務との類似性が注目されているからである。

とすれば、その「質的な違い」にも拘わらず「税効果」を認識するのであれば「優先配当効果」も認識しなければ片手落ちになるであろう。優先株への配当も「外部への支払い」が要請されているからである。こうして、「外部への支払い」についても、本来的に“費用”としての支払いなのか或いは“利益処分（利益の配分）”としての支払いなのかが改めて問われざるを得ず、その識別において“繰延税”という勘定を認識するとしてもそれは株主持分の留保（ないしは「利益平準化」）の一環としてのことであり、それを負債概念に埋没させてしまつてよいものではないように思われるのである。

この点で、IASが持分（equity）を「特定の企業のすべての負債を控除した残余の資産を控除した残余の資産に対する請求権」と定義して<sup>(注22)</sup>、“持分”の細分類項目を、「株主からの拠出金、留保利益、留保利益の処分を表示する準備金（reserves representing appropriations of retained earnings）、資本維持修正を表示する準備金」としているので<sup>(注23)</sup>、この問題は、形式的には解消している。しかし、その論理も、法人税が利益（所得）に課されるという建前を否定する議論の上に構築されている点ではやはり空中楼閣になってくるのではなかろうか。

ところで、利益が獲得されるということを予め前提にしてしまって法人税債務も“発生している”と見做すということであれば、優先的な配当を約束している優先株に対する配当も“義務”を負うと考えられる限りでは“配当債務”となろうし、普通株であっても、配当率や利回り等に“義務”的な展開が予想されるとすれば一種の“債務”的な視点も可能になり、配当もまた“費用”とされ利子との質的な差異も見失われてくる。そして、前述の「償還権付優先株」のような一時的資金の調達を図り利益で消却する償還株式（redeemable stock）とは質的に異なる自己資本

の一種の「他人資本」化とも考えられる局面も出てくる。ちなみに、連結財務諸表における「親会社説」になると、少数株主持分などは「株主持分」でありながら「負債」と看做されるようになり、企業から流出せざるを得ない「支出」には「費用」的な性格も類推されたりするようであるが、法人税にせよ優先株への配当にせよ、利益がなければ「流出」しない点で、利益の有無に拘わらず支払わざるを得ない利子等とは質的に異なっている。従って、「外部への支払い」についても、本来的に“費用”としての支払いなのか或いは“利益の分配”としての支払いであるのかが改めて問い合わせざるを得ないように思われる所以である。

ところで、法人税を“利益の分配”とする視点は、法人税が企業で生み出された利潤の社会的な再配分であるという経済学の原点とも合致する。とすれば、“繰延税”的認識が欠損期を無視する限りでは確かに有効であるが、その有効性も、企業利益に課されるという法人税の本質を変容するものではないであろう。ちなみに、如何に情報提供が重要でも、企業利益の社会への還元という法人税の「本質」を企業からの「流出」という現象に埋没させこれを「負債」としてしまうのは、本質と現象の混同であるように思われる所以である。

#### 注

- (注1) 国際会計基準 (IAS) 第12号『法人所得税』(1996年改訂) 第5項。
- (注2) コーラー『会計学辞典』、丸善、平成元年、復刻版、染谷恭次郎訳、163頁。
- (注3) 国際会計基準委員会 (IASC) 『財務諸表の作成表示に関する枠組み』(1989年) 第22項。
- (注4) Larson & Miller, Financial Accounting, 5th ed., 1992, pp.543~545.
- (注5) 沼田嘉穂『企業会計原則を裁く』、同文館、昭和54年、90頁。
- (注6) 徳賀芳弘「現代アメリカにおける負債会計の考察」『経済論究』第53号、1981年12月、127~129頁。
- (注7) 同上、121頁。
- (注8) 黒澤清・他著『新企業会計原則訳解』、中央経済社、昭和50年、207~8。
- (注9) Moonitz, Maurice, The Entity Theory of Consolidated Statements, 2nd ed., 1951, p.80.
- (注10) Wixon, Rufus, et al., Accountants' Handbook, 5th ed., 1970, p.23~21.
- (注11) Ibid., loc. cit.
- (注12) 拙稿「連結納税制度の導入を巡る論議と諸問題」『税理』、1999年3月号、7頁。
- (注13) Moonitz, op.cit., p.6.
- (注14) 片野一郎監閱・白鳥庄之助訳・ムーニッツ『連結財務諸表論』、同文館、昭和39年、16頁訳注6。
- (注15) Larson & Miller, op.cit., p.799.
- (注16) 大阪高裁昭和53年3月30日判決、『シュトイエル』193号、1頁、9頁。
- (注17) 大隅健一郎『会社法の諸問題 [再増補版]』、有信堂、1974年、4頁、27頁。

- (注18) 井上久弥「企業集団税制の基礎理論」『会計』、1997年12月号、106頁。
- (注19) 拙稿「連結納稅制度と株主有限責任の限界」『産業経理』、Vol.59, No.1, 1999, 4 頁。
- (注20) 前出・IAS C 『財務諸表作成表示の枠組み』、第49項 b。
- (注21) 1996 SEC Guidelines, Rules and Regulations, Warren, Gorham & Lamont, FRR.60~61, 211.01 ASR  
268.
- (注22) 前出・IAS C 『財務諸表作成表示の枠組み』、第49項 c。
- (注23) 同上、第65項。